二十三　第四条第一項第十九号の危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部における接地	発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
二十四　第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示	二十三　危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部について、接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
二十五　［略］	二十四　危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容を、目視により検査する。
	二十五　［略］

二十三　第四条第一項第十九号の危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部の接地	置、電灯及び電気配線の設置の状況を、目視により検査する。
二十四　第四条第一項第二十号の危険工室等の掲示板	二十三　危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部の接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
二十五　［略］	二十四　危険工室等の掲示板の設置の状況及び記載内容を、目視により検査する。
	二十五　［略］

二十六　削除	二十六　削除
二十七　第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	二十七　火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。
二十八　第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置	二十八　硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
二十九　第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置	二十九　火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための

二十六　第四条第一項第二十二号の火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁	二十六　火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁について、隙間がなく、かつ、水洗に耐え表面を滑らかにする措置の状況を、目視により検査する。
二十七　第四条第一項第二十二号の二の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれのある設備の粉じんの飛散を防ぐ措置	二十七　火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれのある設備の粉じんの飛散を防ぐ措置の状況を、目視により検査する。
二十八　第四条第一項第二十二号の三の硝化設備等の温度測定装置	二十八　硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備の温度測定装置の設置状況を、目視により検査し、及び当該温度測定装置の精度を、温度測定装置精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
二十九　第四条第一項第二十二号の四の加圧装置の安全装置	二十九　火薬類を加圧する設備の安全装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動